

○海部地区水防事務組合文書取扱規程

昭和 48 年 9 月 18 日
訓令第 2 号

改正 平成 8 年 11 月 29 日訓令第 1 号
平成 22 年 2 月 15 日訓令第 1 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、別に定めるものを除くほか、組合の文書の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(文書の取扱い)

第 2 条 文書は、すべて正確かつ迅速に取り扱い、事務が能率的に処理されるようにしなければならない。

(その他)

第 3 条 前条に定めるもののほか、文書の取扱いに関しては、愛西市文書取扱規程(平成 17 年愛西市訓令第 4 号)の例によるものとする。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 11 月 29 日訓令第 1 号)

この規程は、平成 8 年 12 月 1 日から施行する。

附 則(平成 22 年 2 月 15 日訓令第 1 号)

この規程は、平成 22 年 3 月 22 日から施行する。